校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区分	授業料の年額	入学料	検定料
［略］	［略］	［略］	［略］
特別支援学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
幼保連携型認定こども園	七三、二〇〇円（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した園児（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（以下「保育を必要とする者」という。）に限る。）の授業料の年額については四一二、七〇〇円、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある園児（保育を必要とする者に限る。）の授業料の年額については四七二、七〇〇円）	三一、三〇〇円	一、六〇〇円
［略］	［略］	［略］	［略］

掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区分	授業料の年額	入学料	検定料
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
特別支援学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］